

## さくら市保育料（利用者負担額）について ※2・3号認定

### 算定方法

保育料の階層区分を決定するにあたっては、基本、父母それぞれの市町村民税額（税額控除されている場合は控除前の額（※1））を合算して算定します。

ただし、父母の収入の合計金額が103万円未満で同居の祖父母がいる場合は、その祖父母のうちの市町村民税額の高い方も含めて算定する場合があります。

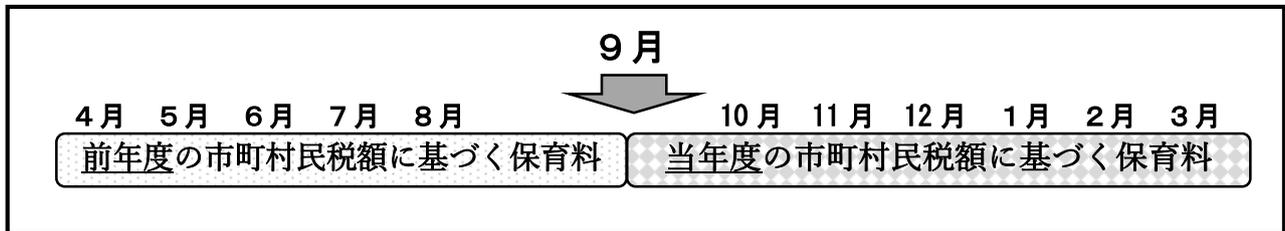
なお、年度途中で児童が誕生日を迎えても、年度期間中は当年度4月1日現在の年齢の保育料をお支払いいただきます。

### 保育料の切替時期

市町村民税の年度切替に伴い、毎年9月が保育料・副食費免除の切替時期になります

4月～8月分は前年度、9月～翌年3月分については当年度の市町村民税額（税額控除されている場合は控除前の額（※1））を基準に保育料や副食費免除を決定します。

前年度と当年度の所得の差が大きい場合や、世帯状況に変更があった場合などは、年度途中で保育料や副食費免除の有無が変更となる場合があります。



### 多子世帯の保育料等の負担軽減

▶0～2歳児クラス：他に生計の途がなく、保護者が扶養している22歳未満の学生等からカウントして、**第2子以降の場合、保育料無料**となります。

▶3～5歳児クラス：他に生計の途がなく、保護者が扶養している22歳未満の学生等からカウントして、**第3子以降の場合、副食費（おかず代）免除**となります。

※第2子保育料免除対象者および第3子以降保育料等免除対象者が免除を受ける場合、「保育料等免除等申請書」の提出が必要です。ただし、国基準での免除対象者は提出不要となるため、該当者の方に申請書の提出依頼をいたしますので、期限内にご提出ください。

### 保育料の支払方法について

保育料は、原則、口座振替による納入をお願いします。

なお、毎月の引き落としの領収書発行はいたしません。通帳等を記帳していただきご確認をお願いいたします。

引き落としができなかった場合は、入所中の保育施設またはご自宅あてご連絡をさせていただきますので、現金にて速やかに納入してください。

家庭の事情等により納入が難しい場合は、早急に納付相談をお願いいたします。

一定期間支払いがない場合、督促状の送付・児童手当からの充当・保育の停止等の措置をとらせていただきます。

入園先の保育施設	納入先	納入方法	支払日
市内公立保育園(※2)、私立保育園	さくら市役所	口座振替	毎月25日 (土曜日の場合はその翌平日)
市外公立保育園、地域型保育事業所(※3)、認定こども園(保育園部分)	各施設にお問い合わせください		

(※1) 税額控除とは、調整控除以外(住宅借入金特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除等)のことをいいます。

(※2) 市内公立保育園は、3～5歳児クラスに在籍するお子さんの給食費も同様の方法でお支払いいただきます。それ以外の保育施設は各施設にお問い合わせください。

(※3) 地域型保育事業所とは、小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭の保育事業所・居宅訪問型保育事業所のことをいいます。

## 2号認定 (3～5歳児クラス)

### <保育料>

幼児教育・保育無償化の制度により、**保育料は無料**です。

※2歳児クラスの子どもは、年度途中で満3歳に到達することで3号認定から2号認定に切り替わりますが、その年度中は3号認定の保育料が適用となり、翌年度より無償化の対象となります。

### <給食費>

**給食費は保護者負担**となります。

ただし、年収360万円未満相当世帯（市民税所得割額57,700円未満（ひとり親世帯・障害者世帯の場合77,101円未満）の世帯）と、第3子以降の子どもは、副食費（おかず・おやつ代）が免除されます。

※給食費は施設ごとに異なります。具体的な金額は、各施設にご確認ください。

## 3号認定 (0～2歳児クラス)

### <保育料>

さくら市保育料（利用者負担額）徴収基準額表（月額）より

階層区分		定義	月 額				
			0歳児クラス		1・2歳児クラス		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	1	生活保護世帯	0				
B1	2	市民税非課税世帯					
B2	3	市民税所得割非課税世帯	8,000 (0)	7,900 (0)	7,000 (0)	6,900 (0)	
C1	4	市民税所得割課税世帯	48,600円未満	12,000 (5,500)	11,800 (5,400)	11,000 (4,500)	10,800 (4,400)
C2	5		48,600円以上 57,700円未満	20,000 (6,000)	19,700 (5,990)	17,000 (5,100)	16,700 (5,080)
C2	5		57,700円以上 72,800円未満	20,000 (6,000)	19,700 (5,990)	17,000 (5,100)	16,700 (5,080)
C3	6		72,800円以上 77,101円未満	27,000 (8,100)	26,500 (8,060)	23,000 (6,900)	22,600 (6,870)
C3	6		77,101円以上 97,000円未満	27,000	26,500	23,000	22,600
C4	7		97,000円以上 133,000円未満	33,000	32,400	27,000	26,500
C5	8		133,000円以上 169,000円未満	37,000	36,400	30,000	29,500
C6	9		169,000円以上 235,000円未満	47,000	46,200	38,000	37,400
C7	10	235,000円以上 301,000円未満	49,000	48,200	45,000	44,200	
C8	11	301,000円以上	52,000	51,100	49,000	48,200	

1. 母子（父子）世帯、在宅障がい児（者）を有する世帯等に該当すると認定された場合、保育料の一部が軽減されます。軽減の対象は、上記の認定がされた世帯のうち、保育料徴収基準額表の「B1 (2)・B2 (3)」もしくは「C1 (4)・C2 (5)・C3 (6)」の階層区分に該当する世帯であり、軽減後の保育料は、表中の（ ）内の金額になります。
2. 0～2歳児の市民税非課税世帯は、幼児教育・保育無償化の制度により保育料が0円となりました。